

令和5年度「埼玉県中小企業等外国出願支援事業補助金」（2次募集）のご案内

特許・実用新案・意匠・商標・冒認対策商標の外国出願費用を一部補助します

公益財団法人埼玉県産業振興公社では、優れた技術等を有する県内中小企業等の海外事業展開を支援するため、特許等の外国出願等に伴う費用を一部補助します。

利用を検討される中小企業等の皆様は、下記の募集概要及び公社ホームページ (https://www.saitama-j.or.jp/shikin/r5_gaikoku_hojokin_koubo2/) に掲載している公募要項で詳細をご確認のうえ申請ください。右記 QR コードからもアクセス可能です。



■募集概要

対象出願	特許	実用新案	意匠	商標	冒認対策商標
補助額	150万円	60万円	60万円	60万円	30万円
の上限	上記1出願に対する各補助額の上限内で複数出願を合算して最大300万円まで				
補助率	補助対象経費総額の2分の1以内				
補助対象経費	外国特許庁への出願手数料、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳費用 【 <u>交付決定日〔10月20日頃を予定〕以降に発生した費用のみが対象</u> 】				
対象者	県内に本社または事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ ※みなし大企業は除きます。 ※地域団体商標に係る外国出願に限り、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、 商工会、商工会議所及びNPO法人（特定非営利活動法人）も対象とします。				
対象範囲	複数出願及び複数国の補助申請が可能				

<その他の主な条件>

- 申込み時点で日本国特許庁に既に出願等を行っており、外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願の出願人名義が、同一の申請者である出願
- 外国で特許権等権利が成立した場合、その権利を活用した事業展開を具体的に計画していること。
- 出願後に中間応答(※)の必要が生じた場合は応答し、事前承認なく権利化を放棄しないこと。
(※)出願先の外国特許庁から通知される拒絶理由を解消するために意見書、手続補正書等を提出する手続きのこと
- 交付決定された場合、事業実施期間中及び事業終了後（原則5年間）、外国特許庁への出願査定状況の報告やフォローアップ調査への回答を行うこと。

<主なスケジュール>

- 公募期間 令和5年 8月17日(木)～9月7日(木)17時【必着】
- 書類審査 令和5年 9月下旬以降
- 交付決定 令和5年 10月20日頃
- 外国出願締切 令和6年 1月中旬まで
- 実績報告書提出 令和6年 2月中旬まで
- 補助金交付 令和6年 3月末日まで

問合せ：公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部 産学・知財支援グループ 山極・川口
〒330-8669 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
TEL：048-621-7050 E-MAIL：chizai@saitama-j.or.jp